

地域づくりを射程とした 景観アセスメントシステム試論

藤倉 英世¹・山田 圭二郎²

¹正会員 公共経営修士（専門職）

（〒110-0001 東京都台東区谷中3-8-8, E-mail:hideyo1@ba3.so-net.ne.jp）

²正会員 博士（工学）（株）オリエンタルコンサルタンツ社会環境事業部（〒151-0071 東京都渋谷区本町3-12-1住友不動産西新宿ビル6号館, E-mail:yamada-ki@oriconsul.co.jp）

本稿では、国土交通省の景観アセスメントシステムである「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）」を対象とし、政策評価的な視点を導入することで、公共事業の景観検討や検討結果から生じる成果（アウトカム）の波及プロセス自体を、景観アセスメントシステムに組み込んでいくようなシステム試論を構築し、その手順、効果、課題等に関して考察した。これにより、公共事業の景観検討の、より積極的な地域づくりへの活用方策を模索するとともに、現行システムの課題のひとつであるPDCAサイクルの構築に際し、景観検討の成果（アウトカム）を波及させる方策をシステムに組み込むことを念頭においた、景観整備方針設定から事後調査に至る一環した論理を構築した。

キーワード: 景観政策, 地域づくり, 波及効果, ロジック分析, 景観アセスメント

1. はじめに

(1) 背景

わが国では、「美しい国づくり政策大綱」（国土交通省、2003（平成15）年7月）以来、景観に関して積極的な政策的取り組みがなされ、公共事業に関しても、「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）」以下基本方針（案）と略す（2008（平成19）年4月）により、景観アセスメントシステムの本格運用が始まり、良好な景観形成のための制度的な基礎が確立されつつある。

一方で、景観に係わる様々な取り組みには、従来から、単に良好な景観の保全・創出を成果とするだけでなく、様々な波及効果により結果的に地域づくりに資する可能性が認められてきた¹⁾⁻³⁾。

公共事業の景観検討においても、このような景観に係わる様々な波及効果を、現在、衰退・疲弊が指摘されているものの解決策を見いだせずにいる各地の地域づくりを射程として、積極的に活用していく方向性を模索する必要がある。

そのためには、既往制度の枠組みを踏まえつつも、その政策的な達成目標を地域づくりにまで拡大し、政策の実施手順に組み込んでいくような運用上の再構築が求められているのではないだろうか。

(2) 目的

本稿では、国土交通省の景観アセスメントシステムである「基本方針（案）」を対象とし、政策評価的な視点・手法を導入することで、公共事業の景観検討や検討結果から生じる成果の波及プロセス自体を、景観アセスメントシステムに組み込んでいくようなシステム試論を構築し、その手順、効果、課題等に関し考察を加えるものである。

このことにより、各地域において、もっとも大規模で重要な事業と位置づけられる機会が多い国土交通省所管の公共事業の景観検討を、より積極的に地域づくりに活用する方策を模索することを目的とする。また、「基本方針（案）」の現時点の課題のひとつであるPDCAサイクルの構築に関して、景観整備結果（アウトプット）の確認や整備手法の蓄積にとどまらず、景観検討の成果（アウトカム）を波及させる方策を蓄積し、システムに組み込んで拡大していくことを念頭においた、景観整備方針設定から事後調査に至る一環した論理を構築することを目的とする。

なお、景観検討の結果から生じる成果（アウトカム）の波及のモデルの想定においては、40年以上も独自の景観政策を実施し続け、景観政策を地域づくり結びつけた旧開田村（現在の長野県木曾町）の事例研究により抽出した景観政策の波及効果のロジック分析等を参考とした。

2. 景観政策の波及効果のロジック分析

(1) 旧開田村事例における景観政策の成果の波及のロジック分析

旧開田村事例から景観政策^{4),5)}の波及効果は次のようにモデル化される。

a) ロジック分析による波及効果のモデル化

旧開田村では、1972（昭和47）年以降、様々な景観政策を実施しており、その成果は地域づくりに大きく貢献した⁶⁾⁻⁸⁾。筆者らの先行研究⁹⁾では、旧開田村の景観政策の地域づくりへの波及効果を、政策評価で用いるロジックモデルを応用し、各政策ごとにその展開ロジックを分析しモデル化している。ここでは、その代表的なものとして「屋外広告物の撤去・案内サインシステム構築事業」のロジック分析のモデルを図-1¹⁰⁾に示した。

b) 波及における成果（アウトカム）の総合作用

同モデルからは、景観政策の直接結果（アウトプット）が第1次の成果（アウトカム）を生み、第1次の成果が相互に関連し合い第2次の成果を生じさせる。それらが最終的には地域づくりへと展開していく様子が見て取れる。

(2) 景観政策の波及における特性

同モデルにおける景観政策の成果の波及に着目すると、

次のような特性が見いだせる。

a) 景観政策の各実施過程からの成果の波及

成果の波及は、景観整備の結果だけからではなく、景観政策の企画から広報に至るまで、その実施の各過程からの成果が波及し、それらの成果の相互作用によって始めて、地域づくりにまで達成する総合的な波及が得られている。

b) 行政と利害関係者との議論の場の重要性

景観政策の実現が、行政内だけで企画・議論される場合に比較し、利害関係者（利害関係企業、関連機関、地元自治会等）との議論の場を設けて実現する場合は、後者が圧倒的に成果の波及が広がりを得られる可能性を有する。結果として地域のガバナンス基盤の構築や、地域コミュニティ再生等の成果に資する。

c) 積極的な広報の重要性

景観政策の成果を積極的に広報することにより、目に見える景観の背後にある地域の考え方、目指すものが明確に伝わり、交流や親交を高め、最終的にはIターンにまで結びつく場合もある。

d) 景観が本質的に持っている要因の重要性¹¹⁾

景観が「目に見える外部環境に関する評価」によって生じているとすれば、「目に見える」ということと「評価（地域価値のすり合わせ）」が景観政策には本質的な要因として内在しており、それが成果波及の根本要因と

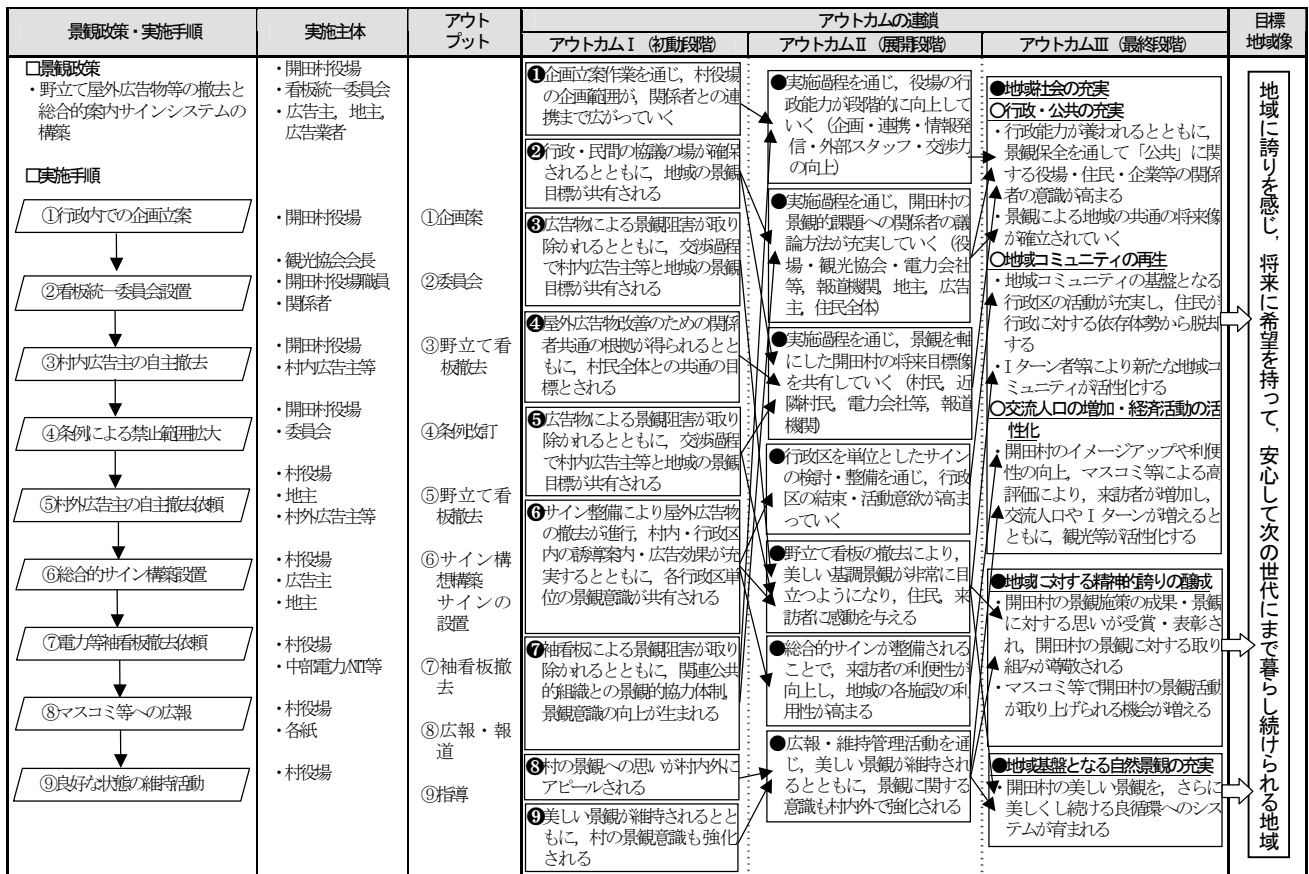


図-1 『屋外広告物の撤去・案内サインシステム構築』のロジック分析¹⁰⁾

なっている可能性がある。

3. 景観アセスメントシステムの政策評価的分析

(1) 景観アセスメントシステムの政策的特性と課題

景観アセスメントシステムを政策評価的な視点^{12),13)}から分析すると、その特性と課題は次のように整理される。

a) 景観アセスメントシステムの特性

景観アセスメントシステムの最も基本的な政策的骨格は、事業者自らが事業の景観的な目標像を定め、その目標像から評価軸を抽出して、評価軸に従って各工程（計画・設計・施工・維持管理）を評価し、その結果を次工程あるいは次事業に反映していく点にある。

このことから、景観アセスメントシステムは、景観検討の過程において、対象となる公共事業に対してある種の業績測定（Performance Measurement）的な評価手法を用いて事業評価を行っていると同観できる。

また、特に「基本方針（案）」の第5章に定められた重点検討事業においては、事業者以外に、必要に応じて地域住民等の関係者や景観アドバイザー等による検討も行われる。これらは、事業の実施過程における住民参加型の評価、或いは外部評価的な特性を有している。

現行の景観アセスメントシステムは、目標と評価の項目・尺度等の精度の課題、事後評価の位置づけ等に関して、様々な改善の方向性が見出せるとはいえ、ともすると感覚的になりがちな景観を対象とした整備の結果を評価しつつ、事業自体の実施過程に組み込んでゆく、ユニークな事業検討・評価制度であるといえる。

b) 景観アセスメントシステムの課題

上記 a) で示したように、景観アセスメントシステムを事業における景観整備の評価制度として捉える視点からは、いくつかの課題を指摘しうる。このうち最も重要な課題は、次の2点である。

① 景観整備の結果（アウトプット）しか評価できない

景観アセスメントシステムにおける現在の目標像の設定方法は「基本方針（案）」の第5章(1)d)にその方法が示されている。これによると、景観整備方針は、「当該事業における景観形成の目標像」、「対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係における基本的な考え方」、「施設や空間の規模・形状・配置等の設定の考え方」により構成されている。これが景観検討、評価、さらには事後評価においても基本となる。

つまり同評価では、景観整備の結果（アウトプット）がどのような成果（アウトカム）を達成したかがほとんど評価できない。結果として景観アセスメントシステムによる PDCA サイクルの対象は、どのような設計手法・

管理手法等を用いると、上記の景観整備方針が達成されるかに係わる、景観デザイン管理的内容に限定されることが課題となる。

② 景観事業の効果が費用便益等と結びつけられない

従来から景観整備事業に関する費用便益の算出は非常に難しいことが指摘されている。しかし、現在のわが国の財政状況を鑑みるに、今後、景観に関連する予算を確保していくためには、美学的見地からの「美しさ」という漠然とした結果だけではなく、その成果が一定の計量可能な実績として評価される必要がある。国土交通省でも、景観に関する外部経済評価の可能性を模索している¹⁴⁾。

しかしながら、現行景観アセスメントシステムでは、せっかく、今後、多数の景観検討、評価及び事後評価を積み重ねることが分かっているながら、その結果の蓄積を、費用便益等の計量評価の基礎的資料に結び付けづらい点が課題となる。

(2) 成果の波及プロセスをシステムに組み込む可能性

景観アセスメントの政策的特性である、目標像による事業評価的な観点を活かし、且つ課題を踏まえ対象となる景観整備事業の整備結果のみならず、その成果の波及プロセスも含めた目標像を設置できた場合、上記(1)で指摘した現行システムの課題点に対応しつつ、公共事業の景観検討を地域づくりの方策として活用できる可能性が内包されることとなる。

景観形成が公共事業の内部目的化していることを前提とすると、この点には、全ての公共事業を通じて地域づくりへの展開を想定した事業実施を行える可能性が示唆されている。

4. 景観アセスメントシステム試論とその考察

(1) 景観アセスメントシステム試論の基本的フレーム

「基本方針（案）」を踏まえつつ、3.(2)で提示した景観検討の成果の波及プロセスを組み込んで、景観アセスメントシステムを試論として再構築した場合の基本的フレームは、次の通りとなる。

a) 現行システムにおける景観検討の流れ

「国土交通省所管公共事業における景観評価の基本方針（案）の改訂について」（国土交通省大臣官房技術調査課）によれば、事業における景観検討の流れ（ここでは、重点検討事業に関して示す）は概ね次の通りである。

i) 景観政策アドバイザーの助言を元に地方整備局企画部が調整し、対象事業の景観検討区分判断（重点検討事業、一般検討事業、対象外事業）を行う。

ii) 景観検討体制を決定する。

iii) 景観整備方針を策定する。その上で景観ガイドライン等に基づき、事業景観アドバイザー、市民、地方自治体等と連携した計画設計を行う。

iv) 景観整備方針にもとづく事業施工を行う。

v) 事後評価を実施する。

vi) 景観整備方針にもとづく維持管理を行う。

b) 景観アセスメントシステム試論における基本フレーム

上記の「基本方針（案）」に基づいた事業における景観検討の流れは、基本的には、本試論でも大きな変化はない。ただし、上記「vi) 景観整備方針に基づく維持管理を行う」の後に、「vii) 事業との関連において地域づくりへの展開を行う」を付け加えるものである。

また、景観検討の流れの各段階における検討内容の中で、現行システムと異なる点は、以下の5点となる。

① 成果の波及プロセスモデルの作成

まず、景観検討体制を決定する以前に、当該事業に関する成果の波及プロセスモデルを作成して、成果の波及可能性を検討することにより、具体的に地域づくりまでの成果の展開を想定する。事業者が事業の波及に関する意識を共有することが、景観検討の初動段階で非常に重要となる。

② 成果の展開に応じた景観検討体制の確立

次に、成果の展開に関連する利害関係者（ステークホルダー）を景観検討体制内に位置づける。景観検討体制内に展開に関連する利害関係者（ステークホルダー）を位置づけることで、結果的に景観検討の成果の波及に関する管理体制が充実することとなる。

③ 景観整備方針への成果の波及プロセスの組み込み

成果の波及プロセスに関して、重要項目ごとに目標を設け、その目標を、計量的な観点を含めて景観整備方針内に位置づける。その際の目標には、必ずしも事業者だけでは達成できない成果を含めても良い。但し、景観検討体制内に、成果の波及に関係する委員が位置づけられている必要がある。

④ 地域づくりへの展開に関する事後評価の実施

成果の波及プロセスモデルの重要項目について、景観検討体制内に位置づけられた関係者を中心に、その波及状況を把握しつつ分析を行う。

具体的には、事業完了後の事後評価の実施に加えて、景観整備方針にもとづき、「vii) 事業との関連において地域づくりへの展開」においても事後評価を実施する。

成果の波及の展開が充分でない場合は、景観検討体制の中で、波及に関する改善のための分析を行うとともに、場合によってはアドバイザーや専門家を投入し、地域づくりのための追加検討を行うことも考慮する。

c) PDCA サイクルの確立による地域づくりへの展開

上記の地域づくりへの展開に関する事後評価で得た知

見を蓄積し、成果の波及及び、地域づくりへの展開を内包する PDCA サイクルを確立する。アセスメントの結果が、単に景観形成のデザイン管理上の方法論の蓄積に終わることなく、公共事業における景観検討の地域づくりへの成果の波及を含め、常に成果を拡大していく PDCA サイクルを確立することに資する。

(2) 景観アセスメントシステム試論のシミュレーション

ここでは、バイパス整備等の道路事業を想定して、景観アセスメントシステム試論に関する簡易なシミュレーション的による検討を行った。成果の波及モデルは、図-1 の旧開田村のロジック分析モデルと同様の形式で作成することを想定した。また、検討はあくまで試論を理想的な形で活用することを想定している。

現実には様々な課題が生じることが予測されるが、課題に関しては後述する。

a) 波及モデルの作成

① 波及モデルの構成

成果の波及モデルでは、まず、モデルの左側に景観検討の各段階の実施者、実施結果（アウトプット）を記載し、次に事業結果（アウトプット）の直接の成果である第1次成果（第1次アウトカム）を想定する。その上で各アウトカムからロジック展開を想定し、第2次、第3次の効果を想定していく。

このとき、波及モデルの右側には、地域の目標像を置いておくと地域づくりへ向かう成果の波及の流れの方向性を定めやすい。地域の目標像は、地方公共団体等の総合計画や景観計画などから抽出することが可能である。

波及モデルは地域の現状を踏まえつつ、試行錯誤して作成することになるが、ポイントは、各波及項目を後の事後調査等で検証しやすい状態（実施者、達成の尺度等が可能な限り明確にできる状態）で表現しておく点にある。

② 波及の最大限の拡大

波及モデルの作成においては、道路整備に関連するできるだけ多くの可能性を引き出し、その全体像を作成する。仮に対象道路が、景観法による景観計画区域内（市街地）を通過するような場合、景観法による景観協議会や景観整備機構との関連が想定される。さらに、地元自治会、地元の商店街、地域づくり NPO、区画整理事業との関連等が想定され、これらの活動と道路事業の関係の中で、展開の可能性のある全ての成果の波及を考察してみる。

b) ステークホルダー等の選出と景観検討体制の構築

基本的には、a) の波及モデルにおける実施者が最も重要なステークホルダー（利害関係者）と位置付けられる。ステークホルダーは、何らかの形で景観検討から地域づ

くりへの波及に関与し、自ら地域づくりを率先する実践者である。また、事業により現在の活動が大きく変化するものも利害関係者と位置づけられる。

事業者は、a)で作成した波及モデルの中で、特に成果が大きく、且つ実効性が高い波及の流れを確認し、その流れの実施者を選出し、景観検討体制内に位置づける。

c) 景観整備方針の策定

現行制度における景観整備方針の記載内容に加え、波及モデルに現れる各項目の中から特に重要な項目を選定し、景観検討体制のメンバーにより実施可能性を確認の上、景観整備方針（波及のための方針）に加える。

d) 評価指標と評価体制の確立

その際、達成を目指す目標を計量的に計測できるような景観整備方針（波及のための方針）の設定が望まれる。例えば、地元コミュニティ活性化であるならば、会合の回数、関連商店街交流人口の増加であれば来訪者数等、できる限り計量的に把握しやすい形にしておく。

後の事後調査時に、目標と実際の結果を比較することで、次の方向性が見いだせる状態にしておくことが重要である。さらには、全国的にこうした計量的蓄積を続けることで、景観検討の波及効果を実証的に定めていくことに資するものとなる。

また、各目標ごとに、景観検討体制内でその評価と分析の担当者を決めておくことも、その後の検討をスムーズにすると考えられる。

e) 計画・設計・施工

特に、計画・設計段階においては、景観検討体制内において専門的な知見がない検討メンバーでも、実際に今後、施設を積極的に活用していく観点から、成果の波及の関連が見込まれる事項に関しては、積極的に景観整備方針に則った調整を行うことが望ましい。例えば、ポイントとなる交差点整備、溜まりスペース、歩車分離方法、案内サインシステム等、歩道と民地の関係、植樹帯の活用方法、道路周辺のイベントの活用、ボランティアサポート等による維持管理補助等、様々な関連事項に関して調整を行う。

f) 事後評価の定期的実施

景観検討の結果が、事業完了時に的確に反映されているかを事後調査することに加え、効果の波及と実体と波及モデルが整合しているかを把握し、情報を蓄積する。

場合によっては、事業完了後、景観検討体制を地方公共団体が主体となって引き継ぎ、地域のガバナンス構築の足がかりにしていくことも考えられる。

(3) 景観アセスメントシステム試論に関する考察

本節では、景観アセスメントシステム試論のシミュレーション結果を踏まえ、本試論の可能性、及び課題につ

いて考察した。

a) 景観アセスメントシステム試論の可能性

本試論の可能性については、景観アセスメントへの成果の波及の組み込みも含めて、下記の通り、公共事業の地域づくりへの更なる有効活用に資する可能性が考察できる。

① 地域内の様々な連携の構築基盤の形成

現在、地域における公共的活動に関して、地方公共団体だけでなく、地域のNPOや住民、関連企業、大学等を巻き込んだ総合的な枠組みの構築が全国的に模索されている。しかし、こうした、いわば地域のガバナンスの構築には、共通の目標像に向かう具体的な活動の存在が重要な要素を占めると考えられる。

本試論からは、地方公共団体がこうした具体的な活動を有しない地域においても、公共事業の景観検討を積極的に活用し、その基礎を構築する可能性が示唆される。

② 地域コミュニティの活性化

現在、全国的な課題となっている地域コミュニティやソーシャルキャピタルの衰退傾向に対して、公共事業という外部からの刺激を受けつつ、事業の検討、波及の実践を通じて、自らの地域の将来像を模索する実践的動きの中で、会合・説明会等が行われることで、結果として地域コミュニティやソーシャルキャピタルの再構築に寄与する可能性が示唆される。

④ 地域の自立性の向上・誇りの醸成

本試論では、景観検討による波及モデルの検討者が、波及に直接影響する実践を地域で行うことが想定される。結果として、景観検討は質の高い公共事業を実現するだけでなく、景観検討の様々な成果や公共施設自体を自主的且つ積極的に地域内で活用していく可能性が示唆される。また、自主的な成果による良好な景観は、地域への誇りの醸成に寄与する。

⑤ 成果の波及を組み込んだPDCAサイクルの確立

成果の効果に関して事前に目標を設定して、その結果を事後調査で把握していくことで、景観検討、景観整備の成果の波及に関して継続的、且つ計量的な資料が蓄積される。

これらの資料は、今後、各地で景観検討・整備を行う際、地域づくりへの成果の波及を検討する場合の重要な基礎資料となる。こうした資料は、公共事業を地域に説明し、地域の積極的協力を得る必要がある初動段階で非常に効果的に作用することが期待できる。

b) 景観アセスメント試論の課題について

本試論には、様々な可能性が認められる一方で、いくつかの課題も指摘できる。

① 波及効果に関する実施の責任分担のあり方

景観検討から地域づくりに至る成果の波及は、その波

及段階に応じて、事業の実施主体である国土交通省以上に、関連の事業者、NPO、自治会、商店街等に委ねられていく部分が大きくなることが想定される。

また、その達成に関しては関係者の独自の責任において実行される事項が多い。したがって景観整備方針に定められた事項においても、その責任の所在が、段階ごとに異なる可能性がある。こうした点に関する、景観検討体制内の合意形成には課題がある。

②事業の公共性と景観検討体制のメンバー選出課題

前述①と同様に、どの程度までが事業の範囲で、どの程度が地域にとって公共性をもった活動の範囲であるかが、明確に区分できず、結果的にステークホルダー選出（景観検討体制の確立）が難しい場合が想定される。

また、景観検討体制のメンバーとして選出された場合も、効果の波及に一定の責任を持たなければならないプレッシャーを感じることも想定される。

③波及の進捗と管理

一定の段階から、景観検討体制を、そのまま地域づくり検討委員会等に移行し地方公共団体等に引き継ぐ等の橋渡しが必要となる。その場合、事業者もメンバーの一員として地域づくり検討委員会等に残留するなどの工夫が必要である。

5. まとめ（今後の展望として）

本稿では、旧開田村の景観政策の分析で得た、景観政策の地域づくりへの展開のロジック分析のモデルを、公共事業の景観検討に導入し、景観検討を積極的に地域づくりに活用する手法として、景観アセスメントシステムの試論を構築し、考察を加えた。

結果として、試論には、地域内の連携の基盤構築、コミュニティ活性化、地域の自立性の向上、波及効果を組み込んだ PDCA サイクルの確立等の可能性が見込まれることが分かった。

一方で、成果の波及に関する実施主体や責任分担のあり方、事業の公共性とステークホルダー選出の方法、波及の進捗と管理等の課題が生じることも明らかになった。

今後、本試論を一つのモデルとして、段階的に導入を図っていくためには、次の手順が想定される。

i) 既存の景観整備事例に緻密な事後調査を実施し、景観検討の成果の波及に関して、ある程度のモデル化を図る。

ii) 上記のモデルを参考に、新たな景観アセスメントシステムにおいて、成果の波及モデルを作成し、モデルを踏まえて本試論のアセスメントを実施する。

iii) 実施したアセスメントに関して、事後調査を実施す

るとともに、景観検討体制内のメンバーに詳しいヒアリングを行い、制度上の課題を把握、改善を試みる。

公共事業は地域づくりに対して様々な可能性を有している。したがって、公共事業の直接的な結果（アウトプット）や交通等の機能的観点の成果（アウトカム）に限定して着目し、便益を算出することは、必ずしも公共事業の成果の全体像を的確に把握したことにはならないのではないだろうか。

景観検討という機能面での成果が把握しづらいソフト的な施策の検討が、かえって公共事業の成果の全体像を示唆することがあり得る。景観検討の成果の波及を地域住民に的確に広報し、地域住民が景観という観点を通して積極的に公共事業の検討に参加し、公共事業を自らのものとして、自立的な目標を定め活用していくような方向性が模索される時期に来ているのではないだろうか。

本試論は、そうした模索に寄与することが期待される。

参考文献・脚注

- 1) 西村幸夫+町並み研究会編著：日本の風景計画—都市の景観コントロール 到達点と将来展望—, 学芸出版社, 2003
- 2) 曾根真理, 山田圭二郎, 藤倉英世, 太田啓介, 足立文玄：屋外広告物の除却・改善の取組みと地域の景観づくりへの展開に係る調査分析, 景観・デザイン研究講演集, 184-195, 土木学会景観・デザイン委員会, 2007
- 3) 藤倉英世, 山田圭二郎：景観政策の内在的展開力による地域づくりに関する考察, 土木計画学研究・講演集Vol. 37, 論文番号284, 土木学会, 2008
- 4) 長野県開田村：景観を生かした村づくり—新聞報道から—, 長野県開田村, 2004
- 5) 長野県開田村：心安らぐふるさと目指して～景観を生かした村づくり～, 長野県開田村, 2004
- 6) 並河良治, 曾根真理, 足立文玄：[実践]道路景観を阻害する屋外広告物等の除却・改善と地域の景観づくりに関する事例集, 国土技術政策総合研究所資料, No. 413, 国土交通省国土技術政策総合研究所, 2007
- 7) 大目富美雄：I ターン者と地域活性化についての一考察, 信州大学大学院経済・社会政策科学研究科 修士論文（特定課題研究論文）, 2006
- 8) 藤倉英世：景観政策の新たな射程とその実践—景観政策の内在的展開力による地域づくりの可能性—, 早稲田大学大学院公共経営研究科修士論文, 2008.
- 9) 前掲3)
- 10) 前掲3)
- 11) 前掲3), 8)
- 12) 北川正恭・縣公一郎・総合研究開発機構編：「第4章 政策評価の現状と課題」（塚本壽雄）, 政策研究のメソロジー, 法律文化社, 2005
- 13) 古川俊一, 北大路信郷：公共部門評価の理論と実際, 日本加除出版, 2004
- 14) 国土交通省都市・地域整備局都市計画課：景観形成の経済的価値分析に関する検討報告書, 2007